

平成25年度 土地改良区運営補助金 事務事業 評価表 [単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	農林水産部 耕地課		担当者	中 島 龍 男		
根拠法令等	農林水産部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市土地改良区補助金交付要領、小野土地改良区補助金交付要領					
事業の種類	☒ ソフト事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設管理 ☐ 内部管理					
政策	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり		施策	農業の振興		
			小施策	農業・農村基盤整備の推進		
一体化躍動プラン		地域力再生プロジェクト				
重点施策		地域資源を大切にし、ふるさとに誇りを持てるまちづくり				
予算科目等	会計	一般会計				
	款	農林水産業費	項	農業土木費	目	農業施設改良費
	事項	農業施設負担金補助金		細事項	農業施設負担金補助金	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	農道、水路等の維持修繕に係る農家負担の軽減を図り、農業・農村の維持・保全を図るもの				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	薩摩川内市土地改良区及び小野土地改良区				
	手段（市がどのような活動をするか）	補助金を支出する。				
	意図（どのような目的で事業を行うか）	各土地改良区内の農業用道路、農業用排水施設等の維持管理に係る農家負担の軽減を図る。				
	事業開始年度	川内市土地改良区補助金 21 年以上、小野土地改良区補助金 11 年以上				
		指標名		目標値	目標年度	
	活動指標 成果指標	補助の交付件数		2 件	平成27年度	
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	20,206	18,901	18,901	18,901	18,901
	補助金	20,206	18,901	18,901	18,901	18,901
	小野土地改良区 補助金	51	51	51	51	51
	薩摩川内市土地 改良区補助金	20,155	18,850	18,850	18,850	18,850
	財源内訳					
	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	20,206	18,901	18,901	18,901	18,901
	要員配置状況	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
	職員	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
	嘱託員 臨時職員等					
活動実績・計画 成果指標の推移	2件	2件	2件	2件	2件	
	—	—	—	—	—	
特筆すべき事項等	組合員の高齢化、後継者不足等により組合員は減少しており、維持管理活動が困難な状況であるが継続して実施されている。 自主財源の確保のため、土地改良賦課金の単価改定等の検討しなければならないが、単価改定（値上）に伴い、多くの組合員の組合脱退も想定される。					

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 ☒ 妥当である ☐ 改善の余地はある ☐ 妥当ではない (上記選択の理由) 土地改良区内の農道・水路等の維持修繕に係る農家負担の軽減を図るためことで、営農の継続が期待できる。
	市が関与すべき妥当性 ☒ 市が関与すべき ☐ 民間でも可能 ☐ 民間で実施すべき (上記選択の理由) 自主財源だけでは、土地改良区内の農道・水路等の修繕等の要望には応えられないことから一定の支援は必要である。
	事業費の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) 平成23年度から経営改革プランを策定し、事務事業の見直しや組織体制の見直しを取り組まれており、農道・水路等の適切な維持補修を実施するため必要である。
効率性	要員配置の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) 本事業の業務については、担当が1名であるが、業務量が多くなっているため、削減の余地はない。
	成果の達成度 ☒ 達成度はかなり高い ☐ 達成度はやや高い ☐ 達成度は低い (上記選択の理由) 本事業は、各地域からの要望量、土地改良施設の老朽化等から判断すると成果の達成度はかなり高いものとなっている。
有効性	成果の向上余地 ☒ 余地がかなりある ☐ 余地がある程度ある ☐ 余地はほとんどない (上記選択の理由) 年々老朽化する土地改良施設に対し、計画的に維持管理を行う必要があり、継続して実施することで成果の向上余地がある。
	4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action) 今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止 上記方向の理由 農業生産基盤及び農村生活環境の整備・保全を行うことで、優良農地の確保・保全にもつながるので、今後も継続していく必要がある。
内部評価(一次)結果	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 なし

外部評価(二次)結果	事務事業の視点別評価	
	妥当性 ⇒	☐ 高い ☐ 低い
	効率性 ⇒	☐ 高い ☐ 低い
	有効性 ⇒	☐ 高い ☐ 低い
	今後の改革の方向性	
	☐ 現状のまま継続	
	☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小	
	☐ 休止 ☐ 廃止	
まとめ(補助金等評価を含む。)		

所管部課名		農林水産部 耕地課		担当者	中 島 龍 男				
事務事業名		土地改良区運営補助金							
根拠法令		薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、小野土地改良区補助金交付要領							
補助経過年数		1 1 年以上 1 5 年以下							
平成25年度 予算額		51 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 51 千円	その他の内容			
		指標名			目標値	目標年度			
成果指標①		農地・水路等の適切な維持修繕の実施等を通じた農業・農村の維持保全			—	—			
成果指標②		土地改良区の経営の安定化の状況			—	—			
補助対象者		樋脇町小野土地改良区							
補助対象経費		維持管理経費							
補助対象事業・活動の内容		小野土地改良区の運営、農業用排水施設、農業用道路の維持管理・保全等の実施							
		分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率		5 1 千円							
補助金額又は補助率の積算方法		維持管理経費（水守手当） 5 1 千円							
補助を受ける事業（団体）等の過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	613,915	63.9%	601,269	67.6%	602,657	66.6%	
		会費収入	336,110	35.0%	330,500	37.1%	331,440	36.6%	
		事業収入	229,300	23.9%	229,300	25.8%	229,300	25.3%	
		寄付金・その他助成	48,505	5.0%	41,469	4.7%	41,917	4.6%	
		市補助金	51,000	5.3%	51,000	5.7%	51,000	5.6%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		（前年度繰越金）	295,694	30.8%	237,499	26.7%	251,162	27.8%	
		計	960,609	100.0%	889,768	100.0%	904,819	100.0%	
	支出	事業費	252,342	26.3%	363,000	40.8%	504,382	55.7%	
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%	
		その他事務費	470,768	49.0%	275,606	31.0%	247,528	27.4%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		（翌年度繰越金）	237,499	24.7%	251,162	28.2%	152,909	16.9%	
		計	960,609	100.0%	889,768	100.0%	904,819	100.0%	
		支出計/前年度支出計				92.6%		101.7%	
		自己資金/前年度自己資金				97.9%		100.2%	
	翌年度繰越金/市補助金		465.7%		492.5%		299.8%		
	交付件数		1件		1件		1件		
	成果指標の推移①		良		良		良		
	成果指標の推移②		良		良		良		
特記すべき事項等	⑦他団体との合併協議に参加したが、基本方針等について組合員の理解がえられずに脱退された。しかしながら、各種用排水施設等維持管理すべき施設が多いことから、引き続き適切な組織運営を図り、農業・農村の環境保全に努めている。								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	生活排水等による環境悪化を改善するため非用水期も通水して地域の環境美化を図っている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	①に該当 組合員は高齢化、後継者不足等により減少しており、維持管理活動が困難な状況であるが継続して実施されている。行政としても一定の支援を行うことは必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	非通水期の幹線用排水路等の施設点検管理を行い、水路内の雑物除去や降雨時の災害防止のため排水調整を行っている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	水利利用者団体が維持管理を行う方が、コスト的にも有利である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	予算で定める額以内。(補助金交付要領第3条による。)
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	稲作期間外の水路管理を目的に活動をしており、管理手当の約60%は土地改良区の負担である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	生活環境の保全のために年間を通じた活動となっている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	稲作期間外の水路管理を目的に活動をしており、管理手当の約60%は土地改良区の負担である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	非通水期の幹線用排水路等の施設点検管理の補助であり、稲作期間外の水路管理の活動をしており、管理手当の約60%は土地改良区の負担である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次)結果	今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 休止 ☐ 廃止 ☐ 移管 ☐ 縮小
	上記方向の理由 樋脇町市比野温泉街を通っている小野土地改良区が維持管理している用水路に生活雑排水が流入して、水質の汚濁・悪臭が発生するので、環境悪化を改善するために用水路の通水を年間を通して、実施して環境美化の推進を図っている。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 水質汚濁・悪臭防止のため年間を通して通水を行っており、現状のまま継続したい。

小野土地改良区補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる小野土地改良区補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 小野土地改良区補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金の対象者は小野土地改良区とする。
- (2) 土地改良区内の農道・水路等の維持管理・修繕事業等による農家負担の軽減。

(補助金の額)

第3条 小野土地改良区補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 運営事務費、事業費その他必要と認められる経費。

(交付の申請)

第5条 小野土地改良区補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

2 小野土地改良区補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、当該年度総会資料とする。

(交付の基準)

第6条 小野土地改良区補助金の交付の決定に係る規則第6条の2の市長が必要と認める条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に小野土地改良区補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 小野土地改良区補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げる補助事業の効果等を説明する書類

(効果の測定)

第8条 小野土地改良区補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 農地・水路等の適切な維持修繕の実施等を通じた農業・農村の維持保全
- (2) 土地改良区の経営の安定化の状況

(補助事業者等の責務)

第9条 小野土地改良区補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の農業・農村の維持保全活動に対して積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 小野土地改良区補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、当該年度において検討を行い、その結果に基づいて、次年度において所要の措置を講ずるものとする。

所管部課名		農林水産部 耕地課		担当者	中 島 龍 男			
事務事業名		土地改良区運営補助金						
根拠法令		薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市土地改良区補助金交付要領						
補助経過年数		2 1 年以上						
平成25年度 予算額		国県支出金		その他		一般財源	その他の内容	
		18,850 千円		千円		千円	18,850 千円	
		指標名			目標値		目標年度	
成果指標①		農地・水路等の適切な維持修繕の実施等を通じた農業・農村の維持保全			—		—	
成果指標②		土地改良区の経営の安定化の状況			—		—	
補助対象者		薩摩川内市土地改良区						
補助対象経費		運営費・事業費						
補助対象事業・活動の内容		薩摩川内市土地改良区の運営、農業用排水施設、農業用道路の維持管理・保全等の実施						
		分類	□運営補助のみ □事業補助のみ ■運営補助と事業補助の両方 □その他					
補助金額又は補助率		1 8 , 8 5 0 千円						
補助金額又は補助率の積算方法		役員報酬8 5 0 千円、職員人件費8 , 2 0 0 千円、原材料費4 , 0 0 0 千円、工事請負費5 , 5 0 0 千円、調査費3 0 0 千円						
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	24,054,898	51.0%	18,965,988	42.7%	20,617,299	44.6%
		会費収入	15,496,830	32.8%	15,383,040	34.6%	15,324,490	33.2%
		事業収入	8,558,068	18.1%	3,582,948	8.1%	5,292,809	11.5%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	18,210,000	38.6%	20,155,000	45.4%	18,850,000	40.8%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）	4,934,730	10.5%	5,293,361	11.9%	6,714,588	14.5%
		計	47,199,628	100.0%	44,414,349	100.0%	46,181,887	100.0%
	支出	事業費	10,332,011	21.9%	10,492,113	23.6%	12,464,824	27.0%
		人件費	21,619,721	45.8%	18,338,833	41.3%	16,234,416	35.2%
		その他事務費	9,954,535	21.1%	8,868,815	20.0%	9,557,087	20.7%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	5,293,361	11.2%	6,714,588	15.1%	7,925,560	17.2%
		計	47,199,628	100.0%	44,414,349	100.0%	46,181,887	100.0%
		支出計/前年度支出計			94.1%		104.0%	
		自己資金/前年度自己資金			78.8%		108.7%	
翌年度繰越金/市補助金	29.1%		33.3%		42.0%			
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		良		良		良		
成果指標の推移②		良		良		良		
特記すべき事項等	⑦平成20年12月の合併で、6団体が1団体となり、役員や総代の削減や事務の電算化より経費の削減に取り組んできた。今後も引き続き事務の効率化に努めながら、土地改良施設の整備及び適切な維持管理活動を実施し、農業農村環境の保全に貢献していく。事業収入である施設使用料を廃止したことによる収入減と職員1名の中途退職による人件費の減。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	土地改良区内の農道、水路等の維持管理・修繕事業等による農家負担の軽減を図る。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当 組合員は高齢化、後継者不足等により減少しており、維持管理活動が困難な状況であるが継続して実施されている。行政としても一定の支援を行うことは必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	B	農道・水路等の維持修繕を推進し、農家負担の軽減を図る。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	土地改良区が直接工事発注を行うことにより経費の軽減が図られる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	予算で定める額以内。(補助金交付要領第3条による。)
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	補助金により組織運営が行われていることから、半永久的な補助となってしまう懸念があるが、組織運営・事業展開など自助努力を継続されている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	農道や水路の管理を日常的に行われており、維持補修等も実施されている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	農道・水路等の維持修繕を推進し、農家負担の軽減を図る上で市補助金は必要である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費は運営事務費及び事業費(補助金交付要領第4条)

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次)結果	今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 休止 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 廃止
	上記方向の理由 組合員の高齢化、後継者不足等により組合員は減少しており、維持管理活動が困難な状況であるが継続して実施されている。 自主財源の確保のため、土地改良賦課金の単価改定等の検討しなければならないが、単価改定(値上)に伴い、多くの組合員の組合脱退も想定されるので、当分の間行政としても一定の支援を行うことは必要である。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 農家負担の軽減を図る観点から現状のまま継続したい。

薩摩川内市土地改良区補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる薩摩川内市土地改良区補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 薩摩川内市土地改良区補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金の対象者は薩摩川内市土地改良区とする。
- (2) 土地改良区内の農道・水路等の維持管理・修繕事業等による農家負担の軽減。

(補助金の額)

第3条 薩摩川内市土地改良区補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 運営事務費及び事業費。

(交付の申請)

第5条 薩摩川内市土地改良区補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

2 薩摩川内市土地改良区補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、当該年度総会資料とする。

(交付の基準)

第6条 薩摩川内市土地改良区補助金の交付の決定に係る規則第6条の2の市長が必要と認める条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に薩摩川内市土地改良区補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 薩摩川内市土地改良区補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げる補助事業の効果等を説明する書類

(効果の測定)

第8条 薩摩川内市土地改良区補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果を

いう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 農地・水路等の適切な維持修繕の実施等を通じた農業・農村の維持保全

(2) 土地改良区の経営の安定化の状況

(補助事業者等の責務)

第9条 薩摩川内市土地改良区補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の農業・農村の維持保全活動に対して積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

2 薩摩川内市土地改良区補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、当該年度において検討を行い、その結果に基づいて、次年度において所要の措置を講ずるものとする。